

## 令和2年度 奨学金返済応援補助金 応募の手引き【認定申請用】

## 1. 目的

経済的理由により高等学校等への就学や、県外の大学等への進学に際して教育資金の融資等を受けた方に対し、就業後に返済する教育資金の一部を補助し、立山町の未来を担う優秀な人材を育成することを目的としています。

## 2. 補助金交付までの流れ

時期	対象学校 入学	対象学校 在学中	対象学校 卒業	就職	就職から 一年後
行為	(1)融資を 受ける	(2)認定申請 ・ 認定書受領		町内に 在住	(3)補助金 交付申請 ・ 補助金受領

※補助金交付を受けるには、必ず対象学校（注）在学中に認定を受けてください。

## 3. 各段階での対象要件・提出書類など

## (1) 融資等を受ける

<対象となる融資契約取扱機関>

本町に本店又は支店のある金融機関、北陸労働金庫、(株)日本政策金融公庫、(独)日本学生支援機構、富山県などの立山町以外の公的機関

※カードローンは対象外です。

## (2) 認定申請

<対象者>※下記の①～⑥の全てを満たす方となります。

①令和元年度以降に下記の対象学校（注）に就学する方、または、令和2年4月1日時点で対象学校に在学する方

②本人またはその保護者のいずれかが本町に在住している方

③(1)の融資契約取扱機関から融資等を受けることができた方

④町税を滞納していない方

⑤立山町奨学資金給与制度に定める奨学生ではない方（高校生のみ）

⑥保護者（父母のみ）の所得が基準以下である方

高校生の場合 保護者（父母のみ）の合計所得が400万円以下

県外の大学生等の場合 保護者（父母のみ）の合計所得が550万円以下

※ただし、在学中の子ども（未就学児を含む）が1人増えるごとに合計所得の上限を50万円増額します。

※詳細につきましては、お問い合わせをお願いします。

<対象学校（注）>

高等学校（中等教育学校の後期過程・特別支援学校の高等部を含む）、高等専門学校、大学（短期大学を含む・大学院を除く）、専門学校（修業年限2年以上に限る）

<提出書類>

①立山町就学支援対象者認定申請書（様式第1号）

②本人の在学証明書（写し可）

③本人又は保護者の住民票（写し可）

④融資契約取扱機関の契約書および返済計画（写し可）

⑤保護者の所得課税証明書

⑥本人と保護者に滞納がないことを確認できる書類（完納証明書など）

※③、⑤、⑥について、立山町に在住の方は教育委員会から住民課・税務課に確認するため、提出は不要です。

### (3) 補助金交付申請

※(2)の認定を受けた方が対象学校を卒業し就職後、1年経過してから行います。

<対象者>※下記の①～⑤の全てを満たす方となります。

- ①(2)の認定申請を行った方
- ②対象学校を卒業後に就職し、本町に1年以上住んでいる方
- ③町民税の納税義務を担う方
- ④町税を滞納していない方
- ⑤融資契約取扱機関からの融資等の返済を滞納していない方

<提出書類>

- ①本人の卒業証明書
- ②本人の就労証明書
- ③本人が1年以上本町に住んでいることを確認できる書類
- ④本人の所得課税証明書
- ⑤本人と保護者に滞納がないことを確認できる書類
- ⑥融資契約取扱機関に返済していることが確認できる書類

<補助金額>

◆補助金額…補助金交付の対象期間は、就職後1年後から最長10年間

対象学校(注)	対象学校卒業後の就職先	
	立山町米百俵基金にご寄付いただいた企業	左記以外の企業・事業所
高校、高等専門学校(1～3年生)、県内の大学、県内の専門学校、県内の高等専門学校(4年生以上)	前年度返済額の6割 (上限額10万円)	前年度返済額の5割 (上限額8万円)
県外の大学、県外の専門学校、県外の高等専門学校(4年生以上)	前年度返済額の6割 (上限額18万円)	前年度返済額の5割 (上限額15万円)

※交付が決定した後も毎年申請が必要となります。

※「立山町米百俵基金」にご寄付いただいた企業に就職した場合、補助金額が増額となります。

## 4. 認定申請の応募期間

第1期 令和2年4月1日(水)から6月30日(火)まで

第2期 令和2年7月1日(水)から9月30日(水)まで

第3期 令和2年10月1日(木)から12月25日(金)まで

第4期 令和3年1月6日(水)から3月26日(金)まで

## 5. 申込みおよび問い合わせ先

立山町教育委員会 教育課 教育企画係(立山町役場3階)

【住所】〒930-0292 立山町前沢2440

【電話】076-462-9981(直通) 【FAX】076-463-1923